



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年11月28日金曜日 第1513号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立保育専門学校規則及び愛媛県行政組織規則の一部を
改正する規則.....1203

告 示

- 特約業者の指定の取消し.....1203
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条
第1項の規定に基づく認証事務の委任.....1203
- 指定居宅サービス事業者の指定.....1203
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....1204
- 指定介護老人福祉施設の指定.....1205
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....1205
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....1205
- 土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....1205
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）.....1207
- 県営土地改良事業の工事の完了.....1207
- 道路の区域変更（県道落合久万線）.....1207
- 道路の供用開始（ " ）.....1208
- 道路の区域変更（県道中山砥部線）.....1208
- 道路の供用開始（県道長浜保内線）.....1208
- 道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....1208
- 道路の供用開始（ " ）.....1209
- 道路の区域変更（県道目黒松丸線）.....1209
- 道路の供用開始（ " ）.....1209
- 開発行為に関する工事の完了.....1209
- 愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲
の一部改正.....1210

訓 令

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令.....1210

雑 報

有料道路の身体障害者に対する有料道路通行料金の優遇措置
の改正に関する公告.....1210

規 則

○愛媛県規則第67号

愛媛県立保育専門学校規則及び愛媛県行政組織規則の一部
を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県立保育専門学校規則及び愛媛県行政組織規則の
一部を改正する規則**

（愛媛県立保育専門学校規則の一部改正）

第1条 愛媛県立保育専門学校規則（昭和28年愛媛県規則第
30号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「（卒業の認定）」に改め、同条中「
認め、保育士資格証明書（様式第3号）を交付する」を「
認める」に改める。

様式第3号を削る。

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第2条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）
の一部を次のように改正する。

第49条第1項第2号中「保育士資格証明書等」を「卒業
証明書等」に改める。

附 則

この規則は、平成15年11月29日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第2175号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3
項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した
。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年月日
株式会社カステル 代表取締役 久門 渡	西条市神拝甲130番地の1	平成15年 11月18日

○愛媛県告示第2176号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平
成14年法律第153号）第34条第1項の規定に基づき次のよう
に指定認証機関に認証事務を行わせることとしたので、同法
第38条第1項の規定に基づき公示する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人自治体衛星通信機構
東京都港区虎ノ門五丁目12番1号
- 2 認証事務を行わせることとした日
平成15年11月26日

○愛媛県告示第2177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービ ス事業者の開設者 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870200684	社会福祉法人なごみの 会	愛媛県今治市別名251 番地	短期入所生活介 護	今治なごみ苑	愛媛県今治市別名251 番地	平成15年10月1日
3870900291	社会福祉法人まこと	愛媛県伊予三島市豊岡 町大町字東原2786番地 2	短期入所生活介 護	ショートステイしあわ せの家	愛媛県伊予三島市豊岡 町大町字東原2786番地 2	平成15年10月1日
3873500650	医療法人 河辺整形外 科	愛媛県伊予郡松前町浜 858	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム浜っ子	愛媛県伊予郡松前町浜 858	平成15年10月1日
3870900309	社会福祉法人まこと	愛媛県伊予三島市豊岡 町大町字東原2786番地 2	通所介護	デイサービスセンター しあわせの家	愛媛県伊予三島市豊岡 町大町字東原2786番地 2	平成15年10月1日
3873500643	有限会社ルメールいわ た	愛媛県伊予郡砥部町宮 内636番地	福祉用具貸与	ケアサポートえがお	愛媛県伊予郡砥部町宮 内636番地	平成15年10月1日
3870103599	モリヤマ商機株式会社	愛媛県松山市古川北一 丁目22番27号	福祉用具貸与	モリヤマ商機株式会社 介護・環境・健康事業 部	愛媛県松山市古川北一 丁目22番27号	平成15年10月7日
3870200767	特定非営利活動法人 暁月	愛媛県今治市松本町四 丁目6番地4	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームさつき	愛媛県今治市泉川町一 丁目1番29号	平成15年10月8日
3870103607	有限会社A S R E	愛媛県松山市清水町三 丁目37番地2	通所介護	デイサービスセンター あすれ	愛媛県松山市清水町三 丁目37番地5	平成15年10月8日
3873200749	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町 1-1-5	通所介護	J A おちいまばりデイ サービスセンター元気 伯方	愛媛県越智郡伯方町叶 浦1666番地4	平成15年10月8日
3871200287	有限会社東豫タクシー	愛媛県東予市三津屋18 7番地6	訪問介護	東豫介護サービス	愛媛県東予市三津屋18 7番地6	平成15年10月10日
3873500668	有限会社アクト・ヒュ ーマンケア	福岡県福岡市南区向野 二丁目6番25号	福祉用具貸与	有限会社アクト・ヒュ ーマンケア愛媛営業所	愛媛県伊予郡松前町徳 丸1338番地3	平成15年10月14日
3871200295	有限会社近代介護セン ター	愛媛県東予市三津屋南 11番62	福祉用具貸与	有限会社近代介護セン ター	愛媛県東予市三津屋南 11番62	平成15年10月14日
3810111462	医療法人 明星会	愛媛県松山市井門町46 2番地1	訪問介護	訪問介護事業所 明星	愛媛県松山市井門町46 2番地1	平成15年10月14日
3870103615	有限会社 楠の郷	愛媛県松山市南斎院町 263番地1	通所介護	有限会社 楠の郷 デイサービスセンター	愛媛県松山市南斎院町 263番地1	平成15年10月15日
3870200783	医療法人 平成会	愛媛県今治市片山三丁 目1番40号	痴呆対応型共同 生活介護	ほっとやまうち	愛媛県今治市常盤町八 丁目4-31	平成15年10月16日
3870200775	医療法人 平成会	愛媛県今治市片山三丁 目1番40号	通所介護	ふれあい	愛媛県今治市常盤町八 丁目4-31	平成15年10月16日
3873000040	社会福祉法人 新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新 宮50番地	通所介護	社会福祉法人 新宮村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡新宮村新 宮50番地	平成15年10月20日
3870600503	医療法人 北辰会	愛媛県西条市氷見丙47 7番地	通所介護	デイサービスいしづち の湯	愛媛県西条市西田甲42 1番地5	平成15年10月22日
3873400281	有限会社ナイスデイ	愛媛県上浮穴郡久万町 直瀬甲3974番地6	通所介護	デイサービスセンター 直瀬	愛媛県上浮穴郡久万町 直瀬甲3974番地6	平成15年10月28日
3870103649	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市大手町二 丁目6番23号	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所ハ ートフル済生会	愛媛県松山市山西町99 7-1	平成15年10月28日
3870103656	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市大手町二 丁目6番23号	訪問介護	訪問介護事業所ハート フル済生会	愛媛県松山市山西町99 7-1	平成15年10月28日

○愛媛県告示第2178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設者 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870103623	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町20 25番地3	居宅介護支援	トーカイ松山居宅介護 支援事業所	愛媛県松山市南久米町 110番地	平成15年10月28日
3870103631	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市大手町二 丁目6番23号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ハ ートフル済生会	愛媛県松山市山西町99 7-1	平成15年10月28日

○愛媛県告示第2179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。
平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3870900283	社会福祉法人まこと	愛媛県伊予三島市豊岡町大町字東原2786番地2	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームしあわせの家	愛媛県伊予三島市豊岡町大町字東原2786番地2	平成15年10月1日

○愛媛県告示第2180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500653	株式会社 サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	訪問介護	株式会社サン訪問介護サービス	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-25	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-24	平成15年10月1日
3860290232	医療法人 順天会	愛媛県今治市北日吉町1-10-50	訪問看護	第一訪問看護ステーションかどれあ	愛媛県今治市北日吉町1-10-53	愛媛県今治市北日吉町1-19-15	平成15年10月9日
3857780286	医療法人 順天会	愛媛県今治市北日吉町1-10-50	通所リハビリテーション	老人保健施設八恵苑	愛媛県今治市北日吉町1-10-53	愛媛県今治市北日吉町1-19-15	平成15年10月9日
3857780286	医療法人 順天会	愛媛県今治市北日吉町1-10-50	短期入所療養介護	老人保健施設八恵苑	愛媛県今治市北日吉町1-10-53	愛媛県今治市北日吉町1-19-15	平成15年10月9日

○愛媛県告示第2181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870100298	有限会社 未広メディカル	愛媛県松山市末広町18-4	居宅介護支援	有限会社未広メディカル	愛媛県松山市末広町19-2	平成15年9月30日
3810110217	医療法人社団 戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町1-4-12	居宅介護支援	戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町1-4-12	平成15年10月10日

○愛媛県告示第2182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川之江市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐藤保之	川之江市上分町1199番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	白川角市	川之江市上分町505番地

○愛媛県告示第2183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 千代一	東予市今在家201番地
"	山 内 泰 二	東予市石田529番地の2
"	廣 田 章 良	東予市玉之江16番地の2
"	黒 川 梅 造	東予市石田540番地の3
"	安 藤 英 雄	東予市玉之江306番地
"	高 瀬 邦 夫	東予市玉之江295番地
"	丹 下 孝治郎	東予市玉之江330番地の4
"	篠 原 定 夫	東予市今在家68番地
"	塩 崎 唯 七	東予市今在家281番地
"	近 藤 信 也	東予市今在家206番地の2
"	丹 下 勲	東予市広江279番地
"	久 米 真喜夫	東予市石田216番地
"	渡 邊 隆 雄	東予市広江54番地の2
監 事	廣 田 延 男	東予市石田879番地の1
"	首 藤 利 雄	東予市玉之江567番地の1
"	真 田 長太郎	東予市今在家81番地
"	久 米 泰	東予市広江291番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 千代一	東予市今在家201番地
"	山 内 泰 二	東予市石田529番地の2
"	廣 田 章 良	東予市玉之江16番地の2
"	黒 川 梅 造	東予市石田540番地の3
"	高 瀬 茂 男	東予市玉之江228番地の5
"	丹 下 清 廣	東予市玉之江108番地の4
"	丹 下 一 正	東予市玉之江228番地の3
"	塩 崎 萬	東予市今在家98番地の4
"	佐名木 幸 雄	東予市今在家92番地
"	高 橋 克 典	東予市今在家57番地の3
"	渡 邊 勝 司	東予市広江201番地
"	渡 邊 隆 義	東予市広江80番地
"	久 米 清 敬	東予市広江393番地
監 事	廣 田 延 男	東予市石田879番地の1
"	今 井 浩 一	東予市玉之江142番地の2
"	越 智 清 文	東予市今在家131番地
"	丹 下 博 夫	東予市広江274番地の4

○愛媛県告示第2184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 河 稔 夫	東予市北条1332番地の1
"	黒 川 榮	東予市北条1312番地
"	黒 河 稔	東予市北条1138番地の2

"	岡 田 義 久	東予市北条617番地
"	伊 藤 興 美	東予市北条393番地の1
"	篠 原 哲 一	東予市北条555番地の1
"	越 智 久 知	東予市北条1112番地の2
"	平 木 稔	東予市北条1254番地の1
"	村 上 富 次	東予市北条1463番地の1
"	中 村 茂	東予市北条1701番地の2
"	山 内 教 行	東予市北条273番地
"	吉 岡 秀 夫	東予市周布5番地
"	元 山 幸 則	東予市北条671番地
監 事	豊 島 典 昌	東予市北条1476番地
"	越 智 篤 幸	東予市北条1356番地の2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 河 稔 夫	東予市北条1332番地の1
"	黒 河 稔	東予市北条1138番地の2
"	篠 原 哲 一	東予市北条555番地の1
"	西 山 一 胤	東予市北条721番地の1
"	吉 岡 進	東予市周布4番地
"	黒 河 榮	東予市北条1312番地
"	徳 永 清 也	東予市北条235番地
"	伊 藤 興 美	東予市北条393番地の1
"	佐々木 康 成	東予市北条1665番地の3
"	岡 田 義 久	東予市北条617番地
"	豊 島 祥一郎	東予市北条1490番地の1
"	平 木 睦	東予市北条1373番地
"	越 智 貞 美	東予市北条915番地の1
監 事	豊 島 典 昌	東予市北条1476番地
"	越 智 篤 幸	東予市北条1356番地の2

○愛媛県告示第2185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 田 忠 則	松山市平井町580番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	柳 原 保 雄	松山市平井町612番地

○愛媛県告示第2186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、

及び退任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	栗 田 史 朗	八幡浜市348番地 1 , 2 , 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 谷 輝 男	八幡浜市348番地 1 , 2 , 3

○愛媛県告示第2187号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 長 治	南宇和郡城辺町甲4179番地 2
"	山 下 英 雄	南宇和郡御荘町中浦1151番地
"	菊 地 信 武	南宇和郡一本松町増田5385番地
"	面 田 貴	南宇和郡城辺町甲4109番地 2
"	面 田 正 喜	南宇和郡城辺町甲4240番地
"	藤 田 吉治郎	南宇和郡城辺町甲2121番地
"	中 川 順 治	南宇和郡城辺町甲2177番地
"	和喜田 富 夫	南宇和郡城辺町甲2676番地
"	西 本 定 雄	南宇和郡城辺町甲3728番地 1
"	畑 田 藤志郎	南宇和郡城辺町甲4801番地
"	金 繁 司	南宇和郡城辺町緑乙369番地
"	富 岡 貴	南宇和郡城辺町乙 1 番地
"	久 徳 彰	南宇和郡城辺町緑甲1848番地
"	吉 田 浩	南宇和郡城辺町緑甲936番地
"	孝 野 覚 也	南宇和郡城辺町緑乙2914番地
"	清 水 利 康	南宇和郡城辺町緑乙1165番地
"	塚 岡 啓 三	南宇和郡城辺町緑乙2187番地
"	上 村 元 秋	南宇和郡御荘町長月1113番地
"	松 田 晃	南宇和郡御荘町平城3547番地
"	宮 谷 光 俊	南宇和郡一本松町満倉2434番地 4
"	松 本 勝 利	南宇和郡一本松町満倉1094番地
監 事	原 田 達 也	南宇和郡城辺町緑乙3290番地
"	上 村 貴 雄	南宇和郡御荘町長月2765番地
"	大 西 健 夫	南宇和郡一本松町満倉725番地

退 任

○愛媛県告示第2191号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 長 治	南宇和郡城辺町甲4179番地 2
"	山 下 英 雄	南宇和郡御荘町中浦1151番地
"	菊 地 信 武	南宇和郡一本松町増田5385番地
"	面 田 貴	南宇和郡城辺町甲4109番地 2
"	面 田 正 喜	南宇和郡城辺町甲4240番地
"	藤 田 吉治郎	南宇和郡城辺町甲2121番地
"	中 川 順 治	南宇和郡城辺町甲2177番地
"	和喜田 富 夫	南宇和郡城辺町甲2676番地
"	西 本 定 雄	南宇和郡城辺町甲3728番地 1
"	畑 田 藤志郎	南宇和郡城辺町甲4801番地
"	出 口 一 三	南宇和郡城辺町緑乙112番地
"	富 岡 貴	南宇和郡城辺町乙 1 番地
"	久 徳 彰	南宇和郡城辺町緑甲1848番地
"	吉 田 浩	南宇和郡城辺町緑甲936番地
"	原 田 達 也	南宇和郡城辺町緑乙3290番地
"	清 水 利 康	南宇和郡城辺町緑乙1165番地
"	塚 岡 啓 三	南宇和郡城辺町緑乙2187番地
"	上 村 元 秋	南宇和郡御荘町長月1113番地
"	船 平 増 夫	南宇和郡御荘町平城3334番地
"	宮 谷 光 俊	南宇和郡一本松町満倉2434番地 4
"	松 本 勝 利	南宇和郡一本松町満倉1094番地
監 事	谷 口 功	南宇和郡城辺町緑乙3063番地
"	上 村 貴 雄	南宇和郡御荘町長月2765番地
"	大 西 健 夫	南宇和郡一本松町満倉725番地

○愛媛県告示第2188号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市壬生川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2189号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、瀬戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2190号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業	高松・関屋地区	平成15年 8 月31日

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	落合久万線	周桑郡丹原町大字鞍瀬辛422番1地先から 同大字辛420番1地先まで	旧	メートル 7.8~14.4	キロメートル 0.117	
			新	8.8~15.0	0.117	

○愛媛県告示第2192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	落合久万線	周桑郡丹原町大字鞍瀬辛422番1地先から 同大字辛420番1地先まで	平成15年11月28日

○愛媛県告示第2193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	中山砥部線	伊予郡中山町大字栗田甲967番1地先から 同大字甲974番地先まで	旧	メートル 5.6~14.2	キロメートル 0.317	
			新	11.8~50.0	0.315	

○愛媛県告示第2194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒乙730番2から 同大字甲1294番5まで	平成16年1月5日

○愛媛県告示第2195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡松野町大字延野々2673番1地先から 同大字2551番地先まで	旧	メートル 8.0~14.2	キロメートル 0.130	
			新	14.0~26.4	0.130	

○愛媛県告示第2196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡松野町大字延野々2673番1地先から 同大字2551番地先まで	平成15年11月28日

○愛媛県告示第2197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2831番地先から 同大字2812番1まで	旧	メートル 3.8~11.3	キロメートル 0.152	
			新	12.0~33.5	0.152	

○愛媛県告示第2198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2831番地先から 同大字2812番1まで	平成15年11月28日

○愛媛県告示第2199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第31号 平成15年11月12日	伊予市下吾川字北野398番13、397番1、397番2、457番3、459番1、459番3及び459番4	伊予市下吾川1157番地 新井利治
15松局建（開）第23号 平成15年11月14日	北条市鹿峰字大道西340番1	松山市森松町1035番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西岡貞夫

15松局伊土検（開）第32号 平成15年11月17日	伊予郡砥部町原町379番2、380番2、382番1、382番2、382番3、383番1、383番2、383番3、383番4、383番5及び383番6	松山市森松町1035番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西岡 貞夫
-------------------------------	--	--

○愛媛県告示第2200号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成15年11月29日から施行する。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

2の項第10号を次のように改める。

- (10) 保育士登録手数料

訓 令

○愛媛県訓令第27号

庁 中 一 般
地 方 局
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第68号の25」を「第68号の26」に、「第68号の15から第68号の24」を「第68号の16から第68号の25」に改め、本則第65号から第65号の3までの規定中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、本則第67号中「第12条の3第5項」を「第12条の3第6項」に改め、本則第67号の2中「第12条の4第6項」を「第12条の5第8項」に改め、本則第68号中「第12条の5」を「第12条の6」に改め、本則中第68号の25を第68号の26とし、第68号の5から第68号の24までを1号ずつ繰り下げ、本則第68号の4中「第19条の7第1項」を「第19条の10第1項」に改め、同号を本則第68号の5とし、本則中第68号の3を第68号の4とし、第68号の2を第68号の3とし、第68号の次に次の1号を加える。

68の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

附 則

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

雑 報

○愛媛県道路公社公告第1号

有料道路「西海有料道路」及び「東予有料道路」の身体障害者に対する有料道路通行料金の優遇措置（平成6年9月愛媛県道路公社公告）を次のように改正し、平成15年12月1日から実施するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7

号）第14条第1項の規定に基づき、公告する。

平成15年11月28日

愛媛県道路公社理事長 大内 忠 臣

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。なお、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のとおり、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未

満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。)
	移動機能障害	1級から3級までの各級(一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心 臓 機 能 障 害	1級から4級までの各級
	じ ん 臓 機 能 障 害	1級から4級までの各級
	呼 吸 器 機 能 障 害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小 腸 機 能 障 害	1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から4級までの各級

